



神戸市税滞納処分による差押不動産の強制売却 差押不動産公売のお知らせ(期間入札)

神戸市では、市税の滞納により差し押さえた不動産を、期間入札（郵送型入札）の方法により強制的に売却して換価する「公売」を行います。

重要 差押不動産公売とは（必ずお読みください）

差押不動産の公売とは、公租公課の滞納のため差し押さえた不動産（以下「公売財産」という。）について、所有者等の権利者の同意を得ることなく買受人との間で売買を強制的に成立させ、その売買代金を取り上げて滞納公租公課等に配分する強制徴収の制度です。差押不動産公売においては、神戸市は強制徴収の執行機関であって、売主でも仲介業者でもありません。差押不動産公売は市有地の売却とは全く違う別の制度です。

差押不動産公売では、正常取引ではなく強制徴収によって売買される関係上、買受人は売却意思のない所有者から、「現状有姿・返品不可」を承知で公売財産を買い受けたものとされます。

事前に公売財産に関する情報を収集・精査し、「差押不動産公売は正常取引による売買ではない」ことを理解したうえで、入札に参加してください。

☆公売日程

入札期間	平成26年2月10日（月）から同年2月18日（火）まで【 期間内必着 】 （※）事前に入札書類を入手してください（入手方法等はホームページに掲載）
公売保証金提供期限	平成26年2月18日（火） 午後3時
開札日時	平成26年2月25日（火）午前11時
売却決定日時	平成26年3月4日（火）午前10時30分
買受代金納付期限	平成26年3月4日（火）午前11時30分

☆公売財産一覧表その1（裏面へ続きます）

売却区分番号	見積価額	公 売 財 産		
	公売保証金	種類	所在地等	登記簿地積・床面積
212-5	4,300,000円	宅地	神戸市東灘区鴨子ヶ原三丁目40番34ほか	79.12㎡ (通路部分除く)
	430,000円			
213-10	28,900,000円	宅地	神戸市東灘区岡本九丁目78番4ほか	84.09㎡ (2筆合計)
	2,890,000円			
211-2	1,400,000円	田	神戸市垂水区名谷町字小川2577番 ※現況非農地	975㎡
	140,000円			
213-11	330,000円	居宅 (マンション)	神戸市垂水区上高丸一丁目2252番地1399 上高丸住宅D棟506号 ※管理費滞納あり	48.59㎡
	40,000円			
213-12	290,000円	車庫 (マンション)	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷23番地5ほか ヴィルブランシェ 北町103 持分250分の10 ※持分売り, 占有者不明, 管理費滞納あり	130.09㎡のうち 持分250分の10
	30,000円			
213-13	11,100,000円	雑種地 公衆用道路	神戸市西区玉津町今津字岡ノ下664番1ほか	257㎡ (私道持分除く)
	1,110,000円			

注) 公売財産の表示は登記簿表示であり、現況との相違は買受人の引受けとなります。

(裏面も御覧ください)

☆公売財産一覧表その2（表面からの続きです）

売却区分番号	見積価額	公 売 財 産		
	公売保証金	種類	所 在 地 等	登記簿地積・床面積
212-4	800,000円	雑種地	兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘三丁目22番	109㎡
	80,000円			
213-14	9,700,000円	宅地	兵庫県姫路市北新在家三丁目824番165	203.88㎡
	970,000円			
210-3	40,000円	山林	京都府亀岡市東別院町鎌倉見立12番71	77㎡
	10,000円			
210-10	150,000円	原野	滋賀県高島市今津町深清水字大沢町256番10	254㎡
	20,000円			
210-1	120,000円	原野 雑種地	山口県防府市大字牟礼字双紙ヶ谷794番10ほか ※第三者占有あり	874㎡ (通路部分除く)
	20,000円			

注）公売財産の表示は登記簿表示であり，現況との相違は買受人の引受けとなります。

☆注意事項

- (1) 公売財産は執行機関の管理物件ではありません。公売財産への立入りはご遠慮ください。
- (2) あらかじめ公売財産の現況，法令上の規制等を確認し，不動産登記簿等を閲覧したうえで入札してください。
- (3) このお知らせに掲載されている公売財産について，公売を中止することがあります。事前に公売の中止の有無をお問い合わせください。
- (4) 執行機関は公売財産の保全・引渡義務を負いません。占有者等に対して明渡しを求める場合や公売財産内の動産を処理する場合は，全て買受人の責任において行うことになります。
- (5) 公売財産の瑕疵は買受人の引受けとなり，執行機関は瑕疵担保責任を負いません。なお，公売財産に係るアスベスト，土壌汚染，地下埋設物などに関する専門的調査は行っておりません。
- (6) 土地の境界については隣接地所有者と，接面道路（私道）の利用については道路所有者と，それぞれ協議してください。執行機関は協議の成否について責任を負いません。

※)入札の手続，公売財産の概要など詳細は **「神戸市 公売 期間入札」で検索**

問い合わせ：神戸市行財政局主税部収税課（整理支援）【電話】078（322）6314